

老認発 0607 第 1 号

令和 6 年 6 月 7 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（公 印 省 略）

「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」の
一部改正について

地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化については、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」（平成 30 年 7 月 4 日老振発 0704 第 1 号厚生労働省老健局振興課長通知）により取り扱われているところであるが、同通知により示されている地域包括支援センター及び市町村の評価指標は、これまで、地域包括支援センターと市町村それぞれの業務チェックリストとして機能し、年を追うごとに達成率が高い項目が増加してきた。加えて、地域包括支援センターと市町村との間のコミュニケーションツールとしても活用され、地域包括支援センターの機能強化に貢献してきた。一方で、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 第 4 項及び同条第 9 項に規定される具体的な業務改善につながっているかを評価することは困難な状況である。

このため、市町村が掲げる地域包括支援センターの事業の実施方針に沿った事業評価が行われ、各市町村の実情に合わせて地域包括支援センターの機能強化を図ることが可能となるよう、評価指標を見直すとともに、その具体的な活用方法について示すために、同通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。ついては、事業の実施について特段の御配慮をお願いするとともに、管内市町村に対して周知を図り、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

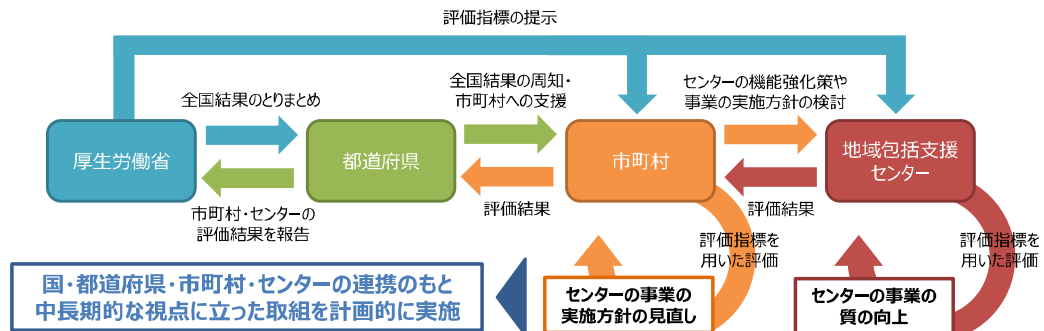
なお、改正の趣旨や指標の活用方法等については、別紙及び令和 5 年度老人保健健康増進等事業「地域の介護予防を推進するための包括的・継続的ケアマネジメント支援業務のあり方と地域包括支援センターの事業評価に関する調査研究」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）報告書（https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/04/koukai_240425_03.pdf）もあわせて参照されたい。

また、別紙に示したとおり、本改正後の指標は、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の令和 8 年度評価指標に反映される予定である。

別紙

地域包括支援センターにおける計画的な取組推進のための事業評価について

- 地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。地域の関係者とのネットワークの下、総合相談支援などの包括的支援事業や介護予防支援等の支援を行うとともに、こうした取組を通じて**市町村と一体となって地域課題の把握やその対応策の検討等を行うことが期待される。**
- 地域包括支援センターが求められる機能を発揮するためには、**業務負担軽減を含めた業務改善を推進するとともに、中長期的な視点に立った取組を市町村が計画的に進めていくことが重要。**
- そのため、**地域包括支援センターの設置者は、実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図ること、市町村は、定期的に地域包括支援センターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を講じること**とされている。（介護保険法115条の46第4・9項）



【参考】介護保険法115条の46（抜粋）
 4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。
 9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。

1

新評価指標の全体構成

評価分野		旧	新
		指標数	活動目標数
地域包括ケアシステムの構築・推進	市町村	（新設）	1
	センター	（新設）	1
組織・運営体制	市町村	1 9	6
	センター	1 9	5
総合相談支援事業	市町村	6	3
	センター	6	7
権利擁護事業	市町村	4	2
	センター	5	3
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	市町村	6	2
	センター	6	3
地域ケア会議	市町村	1 3	5
	センター	9	3
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	市町村	6	3
	センター	5	2
包括的支援事業（社会保障充実分）※旧・事業間連携	市町村	5	2
	センター	5	2
計	市町村	5 9	2 4
	センター	5 5	2 6

・評価指標の内容を含め、地域包括支援センター運営状況調査を**Web上のシステム**で実施

・事業レベルではなく、**地域の分析結果を踏まえた中長期的な視点**に立った対応ができているかを把握するための活動目標を新設

・活動目標ごとに指標を統合し、**体系化・簡素化**

・人口規模や地域課題等に応じて市町村の実情に応じた評価を行うことができるよう、**段階的項目や選択的項目**を指標として設定

・達成状況の評価を定量的に行うことができるよう、**アウトプット指標・中間アウトカム指標**を設定

・各市町村において各項目を1点と配点したり、特に機能強化を図りたい項目に重み付けをしたりして**数値化**し、評価を可視化することも可能

【指標の例】センター指標（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業）

活動目標	取組内容	種別
1 担当区域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいて対応を行う	A 担当区域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等）を把握しているか	並列
	B 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類・件数を把握し、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催しているか	
	C 担当区域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けているか	
	D 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対する介護予防支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか	
	E 介護支援専門員を対象にした研修会や事例検討会等の開催計画を定例会介護支援事業所に示しているか	
2 市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う	A 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認しているか	段階
	B 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する更新の介護予防サービス計画を確認しているか	
	C 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、その検証をしているか	
	D 市町村により選択し市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、地域ケア会議でその検証をしているか	
3 市町村により選択し市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、地域ケア会議でその検証をしているか		3

アウトプット指標や中間アウトカム指標を設定
 市町村指標では、当該評価分野に「アウトプット指標または中間アウトカム指標を設定しているか」を項目のひとつとして設定

指標を統合し簡素化

活動目標ごとに複数の取組内容を提示し体系化

一部の活動目標では、フェーズを段階的に設定

基本的な取組

段階的項目

より高度な取組

市町村が選択可能な任意の項目を設定